

(出資勘定)

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、時価の算定に係る改訂内容は令和4事業年度から、収益認識に係る改訂内容は令和5事業年度から、それぞれ適用します。

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金について当期末要支給額を計上しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

(2) 関係会社株式

出資先持分額により評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税込方式によっております。

4. 重要な会計上の見積り

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

II. 行政コスト計算書

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	457,623 円
自己収入等	△ 515,292 円
法人税等及び国庫納付額	△ 342 円
機会費用	7,037,039 円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	6,979,028 円

2. 機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和4年3月末利回りを参考に0.210%で計算しております。

Ⅲ. 損益計算書

* 1. 通信・放送事業支援業務費 人件費の内訳	
給与	243,929 円
共済掛金	31,520 円
法定福利費	1,702 円
賞与引当金繰入	21,125 円
* 2. その他の業務費 内訳	
旅費交通費	48,474 円
* 3. 一般管理費 人件費の内訳	
役員報酬	5,509 円
給与	56,375 円
共済掛金	8,366 円
法定福利費	409 円
賞与引当金繰入	6,856 円
退職給付費用	125 円
* 4. その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額	
委託料	27,354 円
雑費	2,416 円
消耗品費	1,330 円

Ⅳ. キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	23,825,198 円
定期預金	0 円
資金期末残高	<u>23,825,198 円</u>

Ⅴ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債及び証券取引所に上場されている株式会社が発行する担保付社債又は信頼のある格付機関により最高位若しくはそれに準ずる格付けを付与された社債のみを購入しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注2)を参照ください。

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	23,825,198 円	23,825,198 円	0 円
(2) 投資有価証券	150,000,000 円	142,605,000 円	△ 7,395,000 円

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「VI. 有価証券」に記載しております。

(注2) 関係会社株式(貸借対照表計上額 728,583,962円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とはしていません。

VI. 有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区 分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	150,000,000 円	142,605,000 円	7,395,000 円
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
合 計	150,000,000 円	142,605,000 円	7,395,000 円

2. 時価評価されていない有価証券

(1) 関係会社株式

関係会社株式で時価のあるものは、ありません。

3. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債・地方債等	-	-	-	150,000,000 円
社債	-	-	-	-
合 計	-	-	-	150,000,000 円

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、国立研究開発法人情報通信研究機構役員退職手当規程及び国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員退職手当規程に基づく非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	500円
退職給付費用	125円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	625円

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	125円
----------------	------

3. 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、7円であります。

VIII. 重要な債務負担行為

当該事項はありません。

IX. 重要な後発事象

当該事項はありません。